

近畿圏広域地方計画学識者会議規約（案）

（名称）

第 1 条 本会議は、近畿圏広域地方計画学識者会議（以下「学識者会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 学識者会議は、近畿圏広域計画検討会議（以下「検討会議」という。）の求めに応じ、近畿圏における国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第9条に規定する広域地方計画（以下「近畿圏広域地方計画」という。）を定めるために検討会議で行われる検討において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

（組織）

第 3 条 学識者会議は、別紙に掲げる学識者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（座長）

第 4 条 学識者会議に座長を置く。

2 座長は、学識者会議の議長を務める。

3 座長が学識者会議に出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 学識者会議の庶務は、近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室において処理する。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 19 年 月 日から施行する。

（協議会設置後の読み替え）

第 2 条 法第10条第1項に規定する近畿圏の広域地方計画協議会の設立後は、この規約で「近畿圏広域計画検討会議」または「検討会議」とあるものは、「近畿圏広域地方計画協議会」または「協議会」と読み替えるものとする。

近畿圏広域地方計画学識者会議委員名簿

- 石森 秀三 北海道大学観光学高等研究センター長・教授（観光文明学）
- 大石 久和 東京大学大学院情報学環教授（国土学）
- 小田 章 和歌山大学学長（経営学）
- 音田 昌子 大阪府立文化情報センター所長（男女共同参画）
- 桂 明宏 京都府立大学農学研究科助教授（農業経済学）
- 加藤 恵正 兵庫県立大学経済学部教授（地域経済学）
- 川勝 平太 静岡文化芸術大学学長（比較経済史）
- 河田 恵昭 京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授（巨大災害）
- 黒田 勝彦 神戸市立工業高等専門学校校長（港湾・空港計画）
- 小浦 久子 大阪大学大学院工学研究科助教授（都市計画）
- 小林 潔司 京都大学経営管理大学院教授（土木計画学）
- 齊藤 峻彦 近畿大学経営学部教授（交通経済学）
- 千田 稔 国際日本文化研究センター教授（歴史地理学）
- 玉岡 かおる 作家
- 中瀬 勲 兵庫県立大学教授（造園学）
- 狭間 恵三子 サントリー一次世代研究所課長（ライフスタイル）
- 橋爪 紳也 大阪市立大学都市研究プラザ教授（都市文化論）
- 槇村 久子 京都女子大学現代社会学部教授（環境計画）
- 三野 徹 京都大学名誉教授（農業土木）
- 宮川 豊章 京都大学大学院工学研究科教授（土木材料学）

（五十音順）

平成19年4月現在